H 赤ちゃんと子ども

H 赤ちゃんと子どものトップへ

子どもが できて うむまで

子どもが できる

- 妊娠届を 出す
  - 1-2 (1) 母子健康手帳(母子手帳)を もらう
- 市役所や 区役所へ
- 1-3 (1) お母さんと おなかの 赤ちゃんを しらべる(健診)
  - 病院へ 行く
- 1-3 (2) 助産師、保健師が あなたの 家へ 来る
- 1-3 (4) 母親・両親教室

子どもが うまれる

- 2-1 出生届を 出す
  - 出す人
    - お父さんか お母さん
  - 必要なもの
    1. 出生届
    2. 出生証明書
    3. はんこ(いんかん)か サイン
    4. 母子健康手帳
    5. 保険証
- 子どもを うんだ日から 14日までに 市役所や 区役所へ 行く
- 出生届受理証明書を もらう
- 2-2 子どもの 国籍を もらう
  - (1) お父さんか お母さんが 日本人
  - (2) お父さんも お母さんも 外国人
    - 在留資格を もらう
    - 住民登録する

H 赤ちゃんと子ども

H 赤ちゃんと子どものトップへ

子どもを そだてる

もらうことが できる お金

- 3-2 出産育児一時金<子どもを うむとき もらう お金>
  - 健康保険か 国民健康保険に はいっている人
- 3-3 出産手当金<子どもを うむために 会社を 休んだとき もらう お金>
  - 健康保険に はいっている人
- 3-4 児童手当<子どもを そだてるために もらう お金>
- 3-5 そのほか

子どもの 健康

- 4-1 乳幼児健康診査<子どもが 元気か しらべる>
- 4-2 予防接種<ちゅうしゃ>
- 4-3 子どもが 病気になったときの お金

保育所

- 5-1 認可保育所(認可保育園)
- 認可外保育所(認可外保育園)

市役所や 区役所へ 行く

必要なもの

1. 在留カード、特別永住者証明書
2. 源泉徴収・確定申告の控え(コピー)
3. 母子健康手帳 (めんせつのとき)

子どもを あずけたいとき

- 昼に 子どもを みる人が いないとき
  - 5-2 学童保育
- 少しの 間 子どもを あずけたいとき
  - 5-3 (1) 一時保育
  - 5-3 (2) ファミリー・サポート・センター

子どもが できたときに しなければいけないことや、 子どもを そだてている人のための サービスを 説明します。

1 子どもが できたとき すること

子どもを うんで そだてるための 準備を 説明します。 日本には 子どもを そだてるための いろいろな サービスが あります。

1-1 子どもが できたとき

子どもが できたら、 お母さんが すんでいるところの 市役所や 区役所へ 行って ください。「妊娠届＜子どもが できたことを 知らせる紙＞」を 出して ください。それから 子ども 1人に 1つ「母子健康手帳（母子手帳）」を もらいます。母子健康手帳には お母さんの 体のことや 子どもが 6才になるまでのこと、予防接種のことなどを 書きます。 病院の 健診が 安くなる 券や 予防接種の 券も いっしょに もらいます。お金は いりません。

1 子どもが できたとき すること

1-2 母子健康手帳（母子手帳）

(1) 母子健康手帳（母子手帳）を もらう

子ども 1人に 1つ もらいます。 市役所や 区役所で もらうことが できます。1 ページに「出生届済証明」が あります。これは 子どもが うまれたことを しょうめいするものですから、とても たいせつです。母子健康手帳には 次のようなことを 書きます。

●お母さんのこと

・何を 食べればいいか（栄養）
・健診（体重、血圧、子どもの大きさ など）
・子どもを うんだ日と 時間、 体重、 病院のなまえ
・子どもを うんだ後の お母さんの 体のこと
・母親学級、両親学級へ 行ったかどうか

● 子どものこと

・健診＜元気かどうか しらべる＞
・体重の グラフ
・身長の グラフ
・予防接種
・病気

(2)外国人のための 母子健康手帳

いろいろな ことばの 母子健康手帳が あります。 英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、インドネシア語、タガログ語などです。市役所や 区役所で もらうことが できるかもしれません。妊娠届を

出すときに 市役所や 区役所で きいて ください。

団体	住所	電話番号・URL	ことば
(株)母子保健事業団	東京都 文京区湯島1-6-8	電話:03-4334-1188 URL:http://www.mcfh.co.jp/	英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ハングル、タイ語、インドネシア語、スペイン語 (日本語も 書いて あります)

(3) そのほか

日本語、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語で 「妊娠から育児まで～日本で安心して出産するために」の 本が あります。DVDも あります。

くわしいことは AMDA国際医療情報センターに きいて ください。

きくところ	住所	電話番号・URL
特定非営利活動法人 **AMDA国際医療情報センター** 東京	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町郵便局留	電話:03-5285-8088 URL: http://amda-imic.com/

1 子どもが できたとき すること

1-3 お母さんと おなかの 赤ちゃんを しらべる（健診）

(1) お母さんと おなかの 赤ちゃんを しらべる（健診）

子どもが できたら 毎月 病院へ 行って ください。病院で 健診をします。健診で お母さんと おなかの 赤ちゃんが 元気か しらべます。母子手帳に 14回の 健診が 安くなる 券が ついています。かならず 母子手帳を もって 病院へ 行って ください。

(2) 助産師、保健師が あなたの 家へ 来る

助産師や 保健師が 家へ 来て、子どもを うむために 必要なことを 説明します。お金は いりません。医者が 助産師や 保健師に たのむこともあります。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

(3) お金がない人のための 病院

お金が ない人のための 病院が あります。助産施設と いいます。 安い お金で 子どもを うむために 入院することが できます。助産施設に はいるために、子どもが できたら 市役所や 区役所に もう しこまなければいけません。

(4) 母親・両親教室

お母さんや お父さんに 子どもを うむときや そだてるときのことを おしえます。お金は いりません。

2 子どもが うまれたとき すること

子どもがうまれたとき 医師や 助産師が 「出 生 証明書」を 書きます。 出 生 証明書と 母子手帳を もって 市役所や 区役所へ 行って ください。子どもの 住 民 登録をします。外国人の 子どもは 在 留 資格を もらって ください。(B 在 留 資格2-8 を みて ください)

2-1 出 生 届

日本で 子どもが うまれたら 外国人も 生まれた日から 14日までに 市役所や 区役所に 出 生 届を 出さなければいけません。それまでに 子どもの 名まえを きめて ください。

出 生 届を 出したとき 市役所や 区役所で 出 生 届 受理証明書<「出 生 届を 出した」と 書いて あります>を もらって ください。

必要なもの	出すところ	いつ	出す人
1 出 生 届 (市役所や 区役所、病 院で もらうことが できます) 2 出 生 証明書 (子どもが うまれたときに 出 生 届書に 医者か 助産師が サインしたもの) 3 はんこ(いんかん)か サイン 4 母子健康手 帳 5 保険 証	子どもが うまれたところか 市役所、区役所	うまれた日から 14日まで	お父さんか お母さん

日本で 子どもが 生まれたら、自分の 国の 大使館か 領事館にも 知らせて ください。

みほん

出　生　届

平成　年　月　日届出

長　殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 長印
送付 平成 年 月 日 第 号	

戸籍調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	生まれた子	子の氏名（よみかた）	氏　名	父母との続き柄 □嫡出子 □嫡出でない子（□男 □女）
(2)	生まれた子	生まれたとき	平成　年　月　日 □午前 □午後　時　分	
(3)	生まれた子	生まれたところ	番地 番　号	
(4)	生まれた子	住所（住民登録をするところ）	番地 番　号	
		（よみかた）世帯主の氏名		世帯主との続き柄（アパート・マンション名）
(5)	生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日（子が生まれたときの年齢）	父 昭和　年　月　日（満　歳）	母 昭和　年　月　日（満　歳）
(6)	生まれた子の父と母	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番	筆頭者の氏名
(7)	生まれた子の父と母	同居を始めたとき	□昭和 □平成　年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(8)	生まれた子の父と母	子が生まれたときの世帯のおもな仕事	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	生まれた子の父と母	父母の職業（国勢調査の年…平成　年の4月1日から翌年3月31日までに子の生まれたときだけ書いてください）	父の職業	母の職業
	その他			
	届出人	□1. 父 □母 □2. 法定代理人（　） □3. 同居者 □4. 医師 □5. 助産師 □6. その他の立会者 □7. 公設所の長		
	届出人	住所	(4) 欄に同じ　番地 番　号	
	届出人	本籍	(6) 欄に同じ　番地 番　筆頭者の氏名 (6) 欄に同じ	
	届出人	署名	印　昭和　年　月　日生	
		事件簿番号		

字は略さず丁寧に書いてください。

連絡先	電話　－　－ 昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。

(1)欄のよみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

→子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

→届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

○母子健康手帳と届出人の印をご持参ください。

みほん

出生証明書

記入の注意

	子の氏名		男女の別	1男 2女
	生まれたとき	平成 年 月 日 午前 午後 時 分		
(10)	出生したところ及びその種別	出生したところ	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
		出生したところ	番地 番 号	
		(出生したところの種別1～3) 施設の名称		
(11)	体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
(12)	単胎・多胎の別	1単胎 2多胎 (子中第 子)		
(13)	母の氏名		妊娠週数	満 週 日
(14)	この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む)		人
		死産児 (妊娠満22週以後)		胎
(15)	1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 平成 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名) 印		

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

2 子どもが うまれたとき すること

2-2 子どもの 国籍

子どもの 国籍のために てつづきが 必要です。わからないことは 大使館や 市役所、区役所、近くの 法務局で きいて ください。

(1) お父さんか お母さんの どちらかが 日本人のとき

子どもは 日本の 国籍を もらうことが できます。お父さんが 日本人だけど お母さんと 結婚していないときは お父さんが「認知」しなければいけません。「認知」は 子どもの お父さんだと みとめることです。もし お父さんが 認知しなければ、子どもは 日本の 国籍を もらうことが できません。くわしいことは 大使館か 領事館に きいて ください。

(2) お父さんも お母さんも 外国人のとき

子どもは 日本で うまれても 日本の 国籍を もらうことが できません。国籍の てつづきは お父さん、お母さんの 国で ちがいます。 大使館か 領事館に きいて ください。

お父さん、お母さんの 国籍	子どもの 国籍	すること
お父さんか お母さんの どちらかが 日本人 （結婚している）	日本の 国籍	1 出生届を すんでいるところの 市役所や 区役所に 出す。 2 外国の 国籍のことは 大使館か 領事館に きいて ください。
お父さんも お母さんも 外国人	外国の 国籍	1 出生届を すんでいるところの 市役所や 区役所に 出す。 2 お父さん、お母さんの 国の 大使館か 領事館に きいて ください。

2 子どもが うまれたとき すること

2-3 認知＜お父さんが 自分の 子どもだと みとめること＞

認知とは お父さんと お母さんが 結婚していないとき、お父さんが 「自分の 子どもです」と みとめることです。認知するとき 市役所や 区役所に 「認知届」を 出して ください。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

2 子どもが うまれたとき すること

2-4 国籍を きめる

日本では 国籍は 1人に 1つだけです。でも、赤ちゃんは 自分で 国籍を きめることが できません。 ですから 21才までは 国籍を 1つに 決めなくてもいいです。これを 「国籍留保」と いいます。「国籍留保」したいときは、市役所や 区役所に 出生届と いっしょに 「国籍留保届」を 出して ください。

3 子どもを うむときの お金

子どもを うむとき 保険を つかうことが できません。ですから、子どもを うむために 病院へ 行くと たくさん お金が いります。

3-1 子どもを うむときの 病院の お金

子どもを うむことは 病気では ありません。ですので、ふつうは 保険を つかうことが できません。
子どもを うむために 入院すると 50万円くらい いります。 健康保険に はいっている人は てつづきを すると「出産育児一時金」を もらうことが できます。「出産育児一時金」は あなたではなく 病院が ちょくせつ うけとります。ですから 健康保険に はいっている人は 子どもを うむために たくさん お金を 用意しなくてもいいです。

3 子どもを うむときの お金

3-2 出 産 育児 一 時 金 ＜子どもを うむとき もらう お 金 ＞

健康保険に はいっている人は 子どもを うむとき 「出 産 育児一時金」を もらうことが できます。42万 円 もらうことが できます。国民健康保険に はいっている人は 市役所や 区役所の保険 係 に きいて ください。会 社の 健康保険に はいっている人は 会 社に きいて ください。(F 医療4-2 を みて ください)

3 子どもを うむときの お金

3-3 出産手当金＜子どもを うむために 会社を 休んだとき もらう お金＞

子どもを うむために 会社を 休んでいるとき、子どもを うんだ日の 42日前から 56日後まで「出産手当金」を もらうことが できます。もらうことが できる お金は 給料の 3分の2くらいです。

3 子どもを うむときの お金

3-4 児童手当 <子どもを そだてるために もらう お金>

子どもが うまれたら、児童手当を もらうことが できます。児童手当は 子どもを そだてるための お金 です。

(I いろいろな福祉1-1 を みて ください)

3 子どもを うむときの お金

3-5 そのほか

子どもが うまれたときに お金や プレゼントなどを もらうことが できることがあります。お金がない人は こなミルクを もらうことが できるときもあります。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

●子どもを うむとき もらうことが できるもの

名前	もらうことが できるもの	もらうことが できる人	きくところ
出産育児一時金	42万円	健康保険に はいっている人	国民健康保険の人：市役所や 区役所 会社の 保険の人：会社
出産手当金	給料の 3分の2くらい	子どもを うむために 会社を 休んで、給料を もらうことが できない人	会社
その他	お金やプレゼント など	ー	すんでいるところの 役所

4 子どもの 健診と 予防接種

子どものための 健診<元気か しらべる>や 予防接種<ちゅうしゃ>が あります。 お金が いらないこともあります。 市役所や 区役所から 手紙が 来るので、かならず よんで ください。

4-1 乳幼児健診<子どもが 元気か しらべる>

子どもの 身長や 体重を はかります。それから 医者や 保健師が 子どもの 体の うごきや 言葉などを しらべます。子どもについて わからないことは きくことも できます。健診のために 病院か 保健センターへ 行きます。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

4-2 予防接種<ちゅうしゃ>

予防接種は 「はしか」や 「結核」などの 病気にならないための ちゅうしゃです。ほうりつで きまっている予防接種は お金が いりません。お金が いらない 予防接種は 母子手帳に 書いてあります。わからないことは 医者や 市役所や 区役所に きいて ください。

4-3 子どもが 病気になったときの お金

健康保険に はいっている人の 子どもは 小学校に はいるまで 病院の お金の 20%を はらえばいいです。住んでいるところで もっと 安いこともあります。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

5 子どもを そだてる

子どもを あずけることが できるところが あります。

5-1 認可保育所(認可保育園)

(1) 子どもを 保育所に あずける

お父さんや お母さんが 仕事や 病気のとき、0才から 小学校に はいるまでの 子どもを 保育所に あずけることが できます。

保育所には 公立<市や 町>の 保育所と 私立<個人や 会社の> が あります。 私立の 保育所には「認可」と「認可外」が あります。「認可」は たてものや 庭の 大きさの ルールを まもっています。

子どもを 保育所に あずけるためには もうしこまなければいけません。

公立や「認可」の 保育所の お金は お父さんや お母さんの 給料で ちがいます。「認可外」の保育所の お金は 保育所が きめた お金です。給料に かんけいなく みんな 同じ お金です。

子どもを あずけることが できる 時間は 1日 8時間 (午前7時から 午後6時までの 間) です。夜の 8時まで あずけることが できる 保育所もあります。延長保育と いいます。

「公立」と「認可」の 保育所(保育園)に もうしこむとき 必要なもの	・住民票(家族みんなのもの) ・「源泉徴収・確定申告の控え」のコピー ・面接のとき 母子健康手帳を もって 行って ください。

5 子どもを そだてる

(2) 子どもを 保育所に あずけるために すること

子どもを 認可の 保育所に あずけたい人は 市役所や 区役所で もうしこんで ください。

保育所の もうしこみ	市役所や 区役所へ 行って ください。保育所の もうしこみは いつでも できます。でも、4月から 保育所に 子どもを あずけたい人は しめきりの日が きまっていることがあります。気をつけて ください。くわしいことは 市役所や 区役所で きいて ください。		
	必要なもの	出すところ	いつ
	1 もうしこみ書 2 家族のことを 書いたもの 3「なぜ 家で 子どもを そだてることが できないか」 書いたもの 4 給料を 書いたもの（源泉徴収票など）	市役所、区役所	いつでも できます。 4月から 子どもを あずけたい人は しめきりの 日が きまっていることが あります。
↓			
えらぶ	市役所や 区役所が 子どもを 保育所に あずけることが できる人を えらびます。家で 子どもを そだてることが むずかしい人から 順番に えらびます。		
↓			
れんらく	市役所や 区役所から 子どもを 保育所に あずけることが できるかどうか れんらくが 来ます。		
↓			
めんせつ	保育所のことを きくために 保育所へ 行きます（めんせつ）。保育所の人が 子どもを 保育所に あずけるときに 必要なものを 説明します。		
↓			
子どもを 保育所に あずける			

(3) 認可外保育所(認可外保育園)

認可外の 保育所は たてものや 庭の 大きさ、保育士<保育所の 先生>の 人数などの ルールに 合っていません。小さい 保育所が 多いです。

5 子どもを そだてる

5-2 学童保育

学童保育は 10才くらいまでの 子どもを あずかるところです。小学校が おわってから 夕方まで あずかります。学童保育は 小学校の きょうしつや じどうかんに あります。子どもを 学童保育に あずけるために もうしこみが 必要です。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

5 子どもをそだてる

5-3 そのほか

(1) 一時保育

一時保育は 子どもを あずけたい日だけ たのむことが できます。週に 1日から 3日間だけ はたらいている人や、病気や 出産で 入院する人などが たのむことが できます。一時保育の お金は すんでいるところで ちがいます。

(2) ファミリー・サポート・センター

あなたの 子どもを 家で あずかる人が います。子どもを あずけたいときだけ たのむことが できます。お金は 1時間 500円から 1000円までくらいです。たのむ前に もうしこみが 必要です。 くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。